

平成 26 年 2 月 6 日

消防庁障害者施設等火災対策検討部会
部会長 室崎 益輝 様

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 光 増 昌 久

障害者施設等火災対策報告書(案)についての意見

このたびのスプリンクラー設置義務化について小規模な障害者グループホームの関係者からは障害者が生活する場所がつかれなくなり、結果として障害者が入所施設から出て地域で暮らすことが困難になるのではないかと危惧する声が増えています。

障害者グループホームにおいては、賃貸物件が多いことから、スプリンクラー設置について大家からの理解を得られず退居を求められるところも出てくるのが予想される。

現在グループホームで暮らしている人たちが生活の場を失うことや、グループホームを必要としている人たちが今後、住む場所を確保できないという状況になることは避けなければならない。

(1) 障害者グループホームの位置づけについて

P1 1 (1) 「検討部会の目的」について

障害者グループホームを「障害者施設等」と位置づけ、「障害者共同生活援助を行う施設」「障害者共同生活介護を行う施設」と記載されているが、「障害者共同生活援助を行う住まい」としていただきたい。

同じく全文にわたりグループホームを「施設」と表記しているところは「住まい」もしくは「住居」と修正して頂きたい。

(2) 建築基準法について

P7 3 (4) ②(イ)「防火区画等の着実な形成」、P19 3 (4) ④(イ)「施設の状況に応じた配慮」について

建築基準法上の取り扱いにおいては実態に基づいた慎重な議論が必要である。今回の検討会は、建築基準法に関する取り扱いを検討しているものではないことから、今回の報告書にはその取り扱いについて記載すべきではないと考えるので、削除していただきたい。

また、この検討会を開始するに至った「ベルハウス東山手」火災では下階で多数の死者が出たことから、堅穴区画や防煙区画を重視することが火災による死者を軽減するために有効な対策と考えられる。近年の住宅火災においても死因の多くは煙による中毒死であるという状況からしても、その教訓が今回の検討にもっと生かされるべきである。

戸建て転用型の障害者グループホームにおいて、建築基準法施行令第 114 条による防火

上主要な間仕切りとなる屋根裏界壁は炎上火災の延焼防止には有効であるとしても、廊下や居室間の開口部の区画性能が問われないことから、費用対効果が疑問である。

必要な避難時間を確保できる、小規模なグループホームに対応した防排煙対策手法の開発を同時に進めることで、費用や工事の難易度も軽減される可能性が高い。さらにハード対策とあわせて「避難時に火災室側のドアを閉める」などのソフト対策を徹底することで、期待される被害軽減効果が見込める。

必要な防火対策を、建築基準法や消防法の枠組で一律的に求めるのではなく、グループホームの設置要件や第三者評価に基づく運営ガイドラインの中で、実態に即した総合的防火安全性の向上に努めることが有効である。

(3) スプリンクラーの設置について

今回のスプリンクラー設置義務化にあたっては、障害者グループホームにおいては賃貸物件が多い現状であることから、その設置工事实施が困難なグループホームも多い。

また設置できたとしても退居時の現状復帰義務を含めて大きな負担が生じることとなるため、緩和措置についてはいねいな検討が必要である。

P8 3 (4) ③ア (イ) 「スプリンクラー設備設置についての考え方」について
「なお、……容易に避難ができるような開口部を有する施設」の後に「入居者数が少なく夜間支援体制のあるグループホーム」を挿入。「のいずれかに該当する施設については、スプリンクラー設備の設置義務は要しないものと考えられる。」と続く。

P9 3 (4) ③ア (ウ) 「配慮すべき事項」について
「グループホーム・ケアホームは、借家で運営されているケースも多く、…貸し主の理解を得ることが難しい場合があるとの指摘もされているところである」の後に、「スプリンクラー設備が設置できないグループホームにおいて、退居を求められたり、新規の開設ができなくなることは避けなければならないことから、可能な代替策の検討も必要である」を加筆。

末尾の「また、スプリンクラー設備についても……技術面、価格面ともに」の後に「施行までに」を挿入。

さらにこの表記に関連して、この間例示されている「パッケージ型自動消火設備」は大きがかりで、一般住戸に設置できるようなものではないため、更に別の対策を検討すべきである。

P10 3 (4) ③イ (ア) 「スプリンクラー設備が不要となる要件、基本的な考え方」について

末尾に、「また、入居者数が少なく、夜間支援者が常駐しているグループホームについては、平成 26 年 4 月から制度的にも夜勤体制強化が図られ、更には今回、自動火災報知設備と火災通報装置の連動により安全性が強化されることから、スプリンクラー設備の設置の必要性について、更に検討が必要である」と加筆いただきたい。

P11 3(4)③イ(イ)「避難の際に介助を要する者についての客観的な確認方法」について

認定調査項目にもとづく案が提起されているが、今後の対応案において「認定調査項目以外によって火災時の避難の容易性を確認する方法については、実運用後に改めて実態に則した対応の是非を検討し、必要に応じ省令を見直す」とされている。

平成26年4月から制度変更が予定されていることから、これら認定調査項目にもとづく案とその手続きについては、改めて設けられる検討会で結論が見いだされるまでは凍結していただきたい。また、報告書に記載する場合には、引き続き検討する旨を記載していただきたい。

P11 3(4)③イ(ウ)「判断のための手続き」について

今後の対応として引き続き検討することとなり凍結していただきたい。報告書に記載する場合には、引き続き検討と記載していただきたい。

P12 末尾にあった「なお、入居者数が少ない施設において…」の段落については、復活していただきたい。

また、アンケート調査については、今回あげられている認定調査項目で自力避難が困難とされる人であっても、声かけや訓練によって自力避難が可能な人も少なからずいるという意見もあることから、結果をきちんと分析した上で引き続き検討をおこなっていただきたい。

P15 3(4)③ウ(ア)「準耐火構造等での区画」について

共同住宅は住戸ごとに区画されてはいるが、100㎡以内ごと、かつ、3室以内ごとに区画はされておらず、一戸建て住居でも通常、区画はされていない。この規定では共同住宅では2DK以下のグループホームしか免除対象にならず、3DK以上のホームで住戸内に新たに区画を設ける改造も困難であり、住戸内区画がなければ安全性が損なわれるとも考えにくいことから、共同住宅の場合は、住戸単位で区画されていれば、新たな防火区画の設定やスプリンクラー設備の設置を不要とすることが考えられる。また、一戸建て物件についても区画されていないグループホームが多く、新たに区画の設定が困難なケースも多いことから、防火区画の設定ではなく、排煙対策と合わせて検討するなど対応可能な方策の検討が必要である。

P15 3(4)③ウ(イ)「居室・廊下における延焼拡大が抑制されていること」について、ならびに(ウ)「100㎡以下の施設における対策」について

基本的に、「居室が避難階」「100㎡未満」等を見直し、入居者数が少なく、夜間支援者が常駐しているところについては、「2階以上の階」「100㎡以上」であってもスプリンクラーの設置を免除していただきたい。

避難階の規定については、共同住宅では、バルコニーやそれを通じた隣の住戸、または廊下等への避難が可能であることから、また、安全性から考えて避難階や2階までに限定する必要はないことから、3階以上の上層階も含めて対象とするよう見直すことが必要である。また、一戸建て住宅では2～3階の物件であっても、排煙対策や各階での避難場

所の有無などによって可能な対応策を別途考えるべきである。

100㎡未満の規定については、障害の重い人のグループホームでは、入居者が4～5人の少人数であっても、介助者も一緒にトイレやお風呂に入れるだけのスペースを確保する必要があるため、面積規模が150㎡、200㎡以上の物件を利用している場合もある。入居者数が少ないグループホームではその安全性から、面積規模が100㎡を超えていてもスプリンクラー設置を免除するなど入居者数と合わせて検討すべきである。

今回の検討資料「スプリンクラー設備の設置に係る例外について」に盛り込まれている居室の構造図が現実的なグループホームの居室図とかけ離れていて、居室と記載されているものが居室なのか住戸なのか等、どのような場合を想定しているのかわかりにくい。もう少し現実的なイメージができるような説明をお願いしたい。

P18 3(4)③エ(イ)「個別事例への対応」について

今回の検討資料「2 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討」に盛り込まれている避難階について緩和要件について、居室毎にではなくても各階に消防による救出が可能などところに一時的に避難できるバルコニーがある場合の特例を報告書に反映していただきたい。

また、現実的には、一般の賃貸物件（共同住宅、一戸建てともに）では、省令案で記載されているような「各居室の出入口が自動閉鎖装置付きの戸」や「各居室から出られる掃き出し窓」「全居室がベランダに面している」という要件を満たしている場合は少ない。

各階避難場所としてバルコニー、自動火災報知設備と連動した一斉解錠設備、内装、寝具等の防災化、排煙窓等の排煙設備等、戸建て住宅にあっても実現可能な安全性を確保する方策として、これらを積極的にスプリンクラー設置免除の緩和措置に取り入れていただきたい。

また、総合的に戸建て住宅の安全性を確保するために、可能な場合はこれらの改修に積極的に取り組めるように助成の対象としていただきたい。

P19 3(4)④ウ「スプリンクラー設置の推進に向けた取り組み」について

スプリンクラー設置にあたっては、関係者から実際には多くの負担をしなければならない状況があるとの意見が寄せられている。ポンプ設置が必要になる場合等、消防庁が提示している助成だけでは対応できず、多額の負担なしには設置することができないという意見が多い。また、移転などに際しての撤去や、誤作動で発生する水損など、設置時以外にも費用負担のリスクがともなうことになる。

特に小規模のグループホームにもスプリンクラー設置を求めるならば、かかる費用のすべてを助成することが必要である。具体的に費用の検討がないままに設置を義務づけることは避けていただきたい。

P20 3(5)③「障害者施設等の用途判定に係る調整」について

この課題については、必要な福祉政策の実現に支障をきたす場合があるため、特に小規模なグループホームについては、消防・建築と意見が対立した場合、防火の専門的立場から判断する第三者機関を設けていただきたい。